

タイトル	家父長制からみた明治民法体制：近代化過程における婚姻関係
著者	中村，敏子
引用	北海学園大学法学研究，45(1)：1-27
発行日	2009-06-30

家父長制からみた明治民法体制

—— 近代化過程における婚姻関係 ——

中 村 敏 子

一、問題の所在

丸山真男は、「福沢に於ける「実学」の転回」において、「近世の自然観は、このアリストテレス的価値序列を打破して、自然からあらゆる内在的価値を奪い、之を純粋な機械的自然として…把握することによって完成した。しかも価値的なものが客体的な自然から排除される過程は同時に之を主体的精神が独占的に吸収する過程でもあった。…ニュートン力学に結晶した近代自然科学のめざましい勃興は、デカルト以後の強烈な主体的理性の覚醒によって裏打ちされていたのである。」と述べ、西洋における近代自然科学の発達は、自然と倫理的価値判断を切り離し、主体の内

面を束縛する宗教的要素をすべて脱ぎ捨てた独立した「個人」を生み出したという解釈を示している⁽¹⁾。しかし、彼が主體的理性の例としてあげたデカルトの認識論は、最後の保証として神を前提としたものだったと論じられているし、またニュートンにいたっては、「聖書という書物も自然という書物も共に自らの全知全能を顕示するために神が創造した書物」であると考えており、彼の自然科学の研究自体、聖書研究と共に行われていた。そして、ニュートンの行なった研究全体においては、自然科学に関する研究よりも聖書研究の分量の方が多かったことが、フランク・E・マニエルの『ニュートンの宗教』において明らかにされている⁽³⁾。一九世紀になっても、ダーウィンが進化論を発表したとき受けた攻撃はすさまじいものだったし、現在でも神の世界計画 (Intelligent Design 「知的計画」) を「理科」の時間に教えようという主張が無視できないほど強くなるという状況が生じている。

このようにみると、西洋近代が宗教による束縛を完全に脱ぎすてた「個人」により理性に基づく社会として成立したと考えるよりも、西洋社会は常にキリスト教の中で歩んできており、背景に退いてはいるが近代も例外ではないと考えるほうが、実態に即した解釈のように思われる。そのような前提にたつと、次のような点が問題となろう。すなわち、西洋の近代社会がそのなかに宗教を含みつつ成立したのならば、西洋を模範とした明治以降の日本の近代化過程において、西洋から宗教という非合理なものの影響をも受けたはずであろうというのである。これに関して、国家については渡辺浩が、明治の指導者たちは西洋の国民国家における宗教の機能に気が付いており、それをどのように使うかを考えた。そして、明治国家において、「国体」論とその教育がキリスト教の機能をはたすものであったと論じている⁽⁴⁾。

こうした近代国家における宗教の機能は、独立した「個人」が毎日の生活を営んでいた家族を考える際にさらに問題となる。なぜなら、西洋において、家族の成立・解消・福利は伝統的に教会の管轄とされてきており、それが近代

になつてどのように変化したのかを考えることは、日本の家族を西洋との比較において考えるのに必要だからである。また、西洋近代に関する政治思想が女性を排除するものであつたことは常識となつてゐるが、それでは果たして、西洋の近代思想の原理を女性を含めるものとして再構成すれば、女性に関する問題が解決できるかを考えるにも、キリスト教が関わつてくると考えられる。本稿は、このような問題に関して、西洋と日本の家族における近代化を、宗教のイデオロギー的機能をも含めて検討しようとするものである。

この問題を分析するに際しては、「家父長制」という概念を使用する。この「家父長制」という概念は、フェミニズムにおいては男性の女性に対する優位な体制を意味するものとして広く使用されているが、ここでは、「男性が男性という属性にもとづき、父として夫として、社会的に承認された権力をもち家族を支配すること」と定義しよう。そこには男性が作る親子と夫婦という性質の異なる二つの関係における支配が関わつてゐる。このうち夫婦関係は、親子関係とは異なり、女性と男性という本来他人同士によつて作られる任意の関係である。それゆえ、その関係をどのように作るかについては国家と同じような考察が可能であり、また必要である。それにもかかわらず、家族は私的な領域であるとして、これまでは政治学の領域に含まれてこなかつた。本稿は、家族関係の出发点である夫婦関係の成立とその内容に関して、国家の成立と同様の分析を試みるものである。

ところで、国家との関係で（すなわち政治学の観点からみた）家族における近代化とは何を意味するかというと、それは、家族内の関係および家族と国家との関係が、国家の法によつて規定されるということである。すなわち、法によつて婚姻関係が正統化され、法により家族関係における権利が保護され、義務が規定されるということである。これは別の見方をすれば、国家が婚姻関係・家族関係を統制することだともいえよう。日本では、明治民法によつて、この家族における近代化が行なわれようとした。しかし、その過程は順調にすすんだものではなかつたし、その内容も

単に婚姻における権利義務関係を規定しただけでなく、様々な問題を作り出した。作成過程では民法典論争がおこり、個人主義的ナポレオン法典に反対する声があがった。そして、最終的に江戸時代からの「家制度」が温存され、または強化されてしまったと考えられているようである。しかし、否定されたといわれるフランスのナポレオン法典はもともとそれほどよいものだったのであろうか？ そのような経緯があったから明治民法は近代化の失敗というようにとらえるべきなのか？ その結果として日本の女性が抑圧されたのであろうか？

こうした問題を解くために、西洋との比較において明治民法が家族と国家の関係についてどのような意味をもったのかを、特に家族という集合体を成立させる婚姻と夫婦関係に注目して考えていくことにする。

二、西洋における夫婦関係

(1) カトリック教会による統制

① イデオロギー——キリスト教の教義における婚姻の概念

婚姻とは、単なる事実行為である男女の性的関係に正統性を与えて固定化し、何らかの保護を与えるものである。国家が法によってその権限を行使するようになる前に、西洋において長く婚姻の正統化の機能を果たしていたのは、カトリック教会であった。教会は、その聖典である聖書によって、婚姻の成立と解消の正しいあり方を人々に説明した。つまり西洋における婚姻の概念は、キリスト教の教義にしたがって構成されたものであった。その内容は以下のようなものである。

旧約聖書の創世記第二章二四節によれば、神は人間（男性）を作った後、その肋骨を一本とり、そこから女を作っ

て人間のもとに連れていった。「だからこそ、人間は父母を離れて、女とともにになり、二人は一体となる。」また神は「生めよ、ふえよ、地に満ちて、地を支配せよ」（創世記一―二八）と述べる。それゆえ、キリスト教の教義によれば、婚姻関係とは、基本的には男女が文字通り肉体的に一体となり、子どもを産むという目的を果たすためのものなのである。さらに加えてイエスが、「人は神が合わせられたものを離してはならぬ」（マテオによる福音書一九―五）と述べたことから、婚姻は死ぬまで解消され得ないと説明された。

また婚姻には、後の弟子たちによつて、もうひとつ否定的な意味合いも付け加えられた。それは、パウロの教え（コリント人への第一の手紙七―一―一一）やアウグスチヌスの考えに示される、結婚を性的欲望の影響を最小限にするための必要悪とする考え方である。^⑥このように男女の性的交わりが婚姻の中心的な目的でありながら、それを否定的に考える教えの影響からも、何度も相手を替えて性的関係をもつことが否定された。これらによりカトリックの「一度婚姻関係に入ったらそれは生涯続くべきだ」という婚姻非解消の考え方が形成されたのであった。

婚姻は本人同士の合意により成り立つとされていたが、先に述べたように、神は人間（男性）の肋骨から女をつくり「助け手」として与えた。また、パウロは次のように述べている。「妻よ、主に従うように自分の夫に従え。キリストがその体であり、それを救われた教会のかしらであるように、夫は妻のかしらである。教会がキリストに従うように、妻はすべてにおいて夫に従え。」（エフェゾ人への手紙五―二―二四）こうして夫婦関係はイエスと教会との関係になぞらえて一体のものであるとされたが、この一体性は対等なものではなく、イエスに教会が従うように、妻は夫に従うべきだと説かれた。

このようにカトリック教会の教義においては、婚姻関係とは生殖を目的として男女が（文字通り）肉体的に一体となることであり、その関係は夫が優位にたつものであった。その意味で、カトリック教会による婚姻についての教え

は、女性が男性に従属するという男性主義的な意味での家父長制イデオロギーとして機能したといえるだろう。

②教会法Ⅱ婚姻関係の正統化

このような教義に基づく婚姻の正統性を人びとに強制するために、教会は独自の法をつくり、婚姻関係の成立に關する手続きを定め、解消を統制した。それが教会法（カノン法）である。カトリック教会における婚姻の本質の解釈は現在でも変わっていないと思われるので、ここでは一九八三年に改正された現在の教会法を参考にその内容をみてる。教会法のなかで婚姻の本質的特性は単一性及び不解消性であるとされ、それが秘跡（サクラメント）によって強化されると述べられている。（第一〇五六条）

教会法では、上に述べたような婚姻の目的である生殖のための肉体的結合に關して、驚くほど詳細に規定されており、それがいかに重要なこととして認識されているかを知ることができる。教会法に關するある注釈書によれば、婚姻の目的は、生涯にわたって、お互いの肉体に対して肉体的結合のための排他的な権利をもつことであり、それに適した肉体的状態であることが必要であるとされる。（第一〇八四条）また、婚姻の成立は当事者の合意により教会での手続きを踏むことによるが、それは、婚姻における肉体的結合のために相手に肉体を託すことを表明することだと理解されている。そして、婚姻のための手続きが行われたとしても、肉体的な結合がなければ、それが完成したとは考えられない。（第一〇六一條）

先に述べたように、教義上神がひとつにした婚姻関係を人が引き離すことはできないので、教会法においては婚姻関係を解消する離婚は認められず、別居が認められるにとどまった。（第一一四一條）

(2) 国家の法による正統化（フランスの場合）

このようにカトリック教会は、中世以来長きにわたって、婚姻の成立と解消に関して聖書の教えによる解釈を行ない、教会法により統制権を握ってきた。この間国家の法は、婚姻に関わる財産と身分に関する効果を扱うものと考えられていたのであった。⁽⁹⁾しかしフランスにおいては、王権の強大化によって、また、自然法思想がでてくることによって、婚姻の成立についても教会の権限から脱し、国家がそれを掌握しようという主張が強くなっていた。そして、一七八九年に勃発したフランス革命は、一七九一年憲法によって婚姻を個人同士の自由な契約であるとして、国家が統制する形に変えてしまった。すなわちどのような婚姻を正統化するか、どのように婚姻を解消するかという手続きを国家が決める民事婚主義へと変化したのであった。その後一八〇四年にナポレオン法典が制定されることで、婚姻の成立及び解消手続きと、そこから生じる権利関係をすべて国家が掌握することになった。

しかし、婚姻関係とはどのようなものかについての概念はいいかかわらず教会の教えに基づくものであったので、夫婦間における男性優位の家父長制イデオロギーは変わらずに人々の意識を束縛した。それに加えて、ナポレオン法典が引き継いだローマ法の家父長制の伝統もあり、たとえば第二一三条で妻の夫への服従義務が規定されるなど、ナポレオン法典の内容もきわめて男性主義的なものであった。⁽¹⁰⁾これが西洋において行なわれた夫婦関係における近代化である。すなわち、「自由と平等」を標榜した近代社会になったのちも、家族内の夫婦関係においては、男性主義的な家父長制が持続したのである。それは、教会によるイデオロギーと国家の法により維持されるものであった。それでは日本の近代化の状況はどのようなものだったのであろうか。

三、江戸時代の日本における夫婦関係

(1) イデオロギーの不存在

西洋とは異なり、江戸時代の日本に、夫婦関係の成立を規定し正統化するための強固な言説は存在しなかった。通常、儒教が男女関係を律するイデオロギーであつたと論じられてきたが、江戸時代の人々が儒教の言説により夫婦関係を考えていたとは思われない。儒教は武士の学ぶべきものと考えられていたが、渡辺浩が論ずるように、江戸幕府の体制におけるその位置付けは非常に低く、幕府の支配がそれによつて支えられていたわけではまったくなかった。^①

そうであれば、人々を教化するのに儒教の考え方が取り入れられることがあつたとしても、庶民レベルにおいて、その影響力がそれほど大きかつたとは考えられない。女性に関しては、通常儒教の教説に基づいた『女大学』と総称されるテキストが、陰陽説に基づき男性を「陽」、女性を「陰」にあてはめ、女性の「三従七去」を説いたとされている。しかし、もし教育の場において子どもたちに『女大学』の教説が説かれたとしても、それはどの程度の効果をもたらしたのだろうか。

江戸時代の庶民の子どもたちを教育する寺子屋（手習い所）は、一八世紀後半から作られはじめるが、劇的に数が増加したのは、文化・文政期から特に天保期（一八三〇年から）以降である。^②主に女子を教育した女性の経営者による寺子屋も同様の傾向を示している。^③幕府の体制において、一般庶民を教育することに對しては相反する考え方があつた。一方では、平民が教育を受けることは必要でないばかりか、好ましくないこともあつた。余計な知識をもつことで本来の職務に励まなくなり、分不相応な考えを抱くようになる危険があつたからである。他方で学問を道德的修

養の問題として考えれば、それは必要であつた。¹⁴しかし、基本的に支配層は庶民の教育にそれほど熱心とはいえなかつた。その対応が変わつたのは天保期であるという。大塩平八郎の乱をはじめとする幕府に対する脅威があらわれることによつて、「大衆の感情を抑え、道徳心を植え付けるための仕組み」として手習い所を位置付けるようになった。そして、天保の改革の一部として幕府は、手習い所の師匠に「風俗を正し礼儀を守り忠孝を訓え」ることとならんで、女子には「女今川」を始め「女誠」「女孝経」などを教えるように求めた。¹⁵これらをあわせ考えると、庶民の子どもたちが寺子屋に通うようになって、『女大学』の類のテキストに触れるようになるのは、主としてこの時期以降のことだということになるであろう。

それでは、どのくらいの子どもたちが寺子屋に通つていたのであろうか。ドーアの分析では、明治の始めにおいて男子が四三%、女子が一〇%という数字が示されている。¹⁶即ち全体で、一〇人にひとりの女の子たちがテキストに触れる機会をもつていたということになる。しかし、このような就学率がそのまま読み書き能力につながつたわけではないと、ルビンジャーは論じている。彼は、一八八一年に長野県の村で行なわれた読み書き能力の試験を例に、一八一〇年から一八七〇年までの時期に教育を受けた、一〇歳代、三〇歳代、五〇歳代、七〇歳代の男性が、どの程度の読み書き能力を身につけたかを見ている。それによれば、寺子屋の増加した時期以後の一八五〇年代以降に教育を受けた三〇歳代と一〇歳代の男性でも、それぞれ三五%と二四%がまったく読み書きができず、住所と名前を書ける程度の者がそれぞれ三九%と四八%であつた。すなわち、それ以上の読み書き能力をもつ者は、二五から三〇%程度ということになる。¹⁷先程のドーアの数字を参考に女性の就学率が男性の四分の一だとして計算すれば、通常の簡単な読み書き以上ができる能力をもった女性の割合は、六く七%ということになる。ただし長野県は平均して識字率の高い地域であつた。それを考慮すれば、『女大学』のテキストをきちんと読み、その内容を理解できる可能性のあつた女

性は、全国的に見ればごく少数であつたといえるだろう。

しかも寺子屋での教育の内容は、「読み・書き」であつて、その方法は、師匠がテキストを解釈して熱心に教えるというのではなく、文字をうまく書けるようになるために、書き写すことが主であつた。そうであれば『女大学』の内容の解釈が子どもたちの脳裏に入るのはなかなか難しいことであろう。女子は他に実際の生活に必要な裁縫を習うことも多く、比較的女子の就学率が高かつた商人層では、武家に奉公するために必要な芸事の修業も重要であつた。また、教育は任意であるから、家業の忙しい時期には家業を手伝うために休み、通うのは数年であつた。そして、子どもたちの通常の家庭生活は、後述するように儒教とはまったく異なる「家」の原理により運営されていたのである。

西洋のキリスト教会におけるように、聖書の教義を、毎週家族揃つて参加した礼拝において司祭が熱心に説き聞かせるならば、字を読めない者もその内容を理解することができ、家庭においてもその教説が浸透するであろう。しかし、それとは異なるこのような教育システムによつて、女性に関する儒教イデオロギーが人々に広くまた深く浸透したと考えるのは疑問である。日本人にとり、男女の関係はあくまでも事実関係であり、それを正統化し、永続的な関係を固定化させる婚姻関係を説明する教えはなかつた。婚姻はあくまでも現実の生活基盤であつた「家」の経営と関わつて考えられたのである。

(2) 婚姻の正統化手続き

江戸時代の人々にとって、現実の生活は「家」という共同体を基盤として営まれていた。⁽¹⁸⁾「家」とは、家業・家名・家産をもち、先祖や家風を共有し、当主が代表する生活のための組織であつた。武士と庶民では、その「家」の性質が多少異なる。武士の「家」は、主君に奉仕することで俸禄が保障されたので、男子の後継者が必要であつた。男子

の後継者を得ることで「家」は代々存続し、家禄を受けることができるのであった。また農民や商人層も、一七世紀後半から一八世紀にかけて「家」意識をもつようになり、「家」の永続をはかろうとするようになった。これらの層の後継に関しては多様な態様があり、必ずしも男性が家督をつぐとは限らなかった。たとえば東日本の農家では「姉家督」という後継の方法が取られていたし、一般に庶民の「家」を女性当家が代表することについても、年貢・諸役を負担する「家」を絶やさないために認められていたという。¹⁹どちらにしても江戸時代の「家」は、人びとの生活を成立させるための法人のような経営体であった。「家」に属するメンバーは、今日の家族とは異なり、その組織の従業員のような立場でそれぞれの役職につき、その権限に関わる任務を遂行した。

江戸時代の婚姻は、このような生活に関わる「家」の存続及び経営という観点から考えられた。「家」の運営を第一に考えるなかでの婚姻は、ひとりの男性とひとりの女性の個人的な結びつきという観点はなく、それゆえ男女の当事者だけに関わる問題ではなかった。婚姻とは、「家」に必要な役割を果たす人物を「家」に迎え入れるという意味をもっていたのである。そうであればこそ、媒酌人を介して、それぞれの「家」に適切な人物を探すということが行なわれた。

江戸時代の庶民の「家」を包摂していた村や町は、それぞれかなりの自律性をもっていたので、その中で生きていくための単位である各「家」に新しいメンバーを迎え入れる婚姻は、村や町のなかで承認される必要があった。当時の婚姻は、結納の授受と婚姻の儀式とから成立したが、庶民においては、儀式に媒酌人が立ち合うことが成立要件とされた。共同体のメンバーによる承認が重視されたといつてよいだろう。すなわち江戸時代の婚姻は、「家」のメンバーになることを共同体の人びとにより承認してもらうことで成立するものだったのである。²⁰

このような結婚であればこそ、「家」という経営体における役割に不適合であれば、よそから「家」に迎え入れたメ

ンバーを実家に返すということが頻繁に行なわれた。すなわち離婚は頻繁だった。当時の婚姻は、「家」の役職につくという性質のもので、現代に比して男女の個人的結合という面が薄く、結婚後も実家への帰属を失わないというものだったので、離婚は現代ほど深刻なものではなかったと思われる。当時の記録を見ると、庶民レベルでは、離婚原因は性格の不一致から姦通まで多岐にわたっており、およそ夫婦関係を継続していくことができない事由がある場合には、割に簡単に夫婦関係の解消に至った。また、離婚は夫の専権事項だということもなかった。²¹⁾

武家に関しても婚姻の概念については同様であるが、武士の「家」の基盤は主君から与えられた領土と領民であり、それを代々相続することが前提とされていたため、「家」のメンバーの変動に関しては、主君の許可が必要であった。²²⁾しかし、結納の授受と婚姻の儀式という婚姻の成立要件そのものは庶民と変わらない。

「家」の運営に夫婦という関係は必要だったので、離婚した人が再婚することも多く行なわれた。日本における婚姻は、あくまでも「家」の運営という機能的目的のためであったので、そのかぎりで適応的な対応がなされたのである。しかし、結婚が共同体の承認をえるという手続きで行なわれたように、離婚に関しても共同体の規制があり、真の離婚に至るまでに、媒酌人や親類による調停や協議が行なわれ、円満な解決を模索する手続きが踏まれた。庶民においては離婚の証明は離縁状によっておこなわれ、それを交付することで両当事者は再婚することができるようになった。武家においては、結婚と同様主君に届ける必要があったため、離縁状の交付は行なわれなかった。

このように江戸時代の婚姻は西洋のキリスト教ほどの強力なイデオロギー的規制もなく、それを統制する国家による法も存在しなかった。基本的には「家」と「家」の取り決めにもとづき、その正統化手続きは共同体によつて行なわれたのである。政治権力が関わったのは、武家の婚姻に関してのみであり、それも届け出を行なわせるという程度のものであった。すべてが「家」を基本にしていたため、夫婦関係はその中の一部でしかありえず、他の人間関係と

特別異なるものとして考えられていたわけでもなかった。

(3) 「家」における夫婦関係の性質

婚姻の目的は、男性と女性が夫と妻として、「家」の経営における役割を果たすという点にあった。それが婚姻の成立における重要事だと考えられる。江戸時代の女性の妻としての役割の多様さは、当時の記録を見るとよくわかる。⁽²³⁾主婦はいわば「家」におけるマネージャーのような役割を果たしており、家族の世話だけでなく、来客の接待など、多くの「家」の運営に関わる仕事を担っていたのである。そうであればこそ、夫と妻のそれぞれがそれぞれの役割を別個のものとして果たす必要があり、二人は協同の関係ではあれ一体ではなかった。西洋のように一体になるための性別にもとづく肉体的形態の違いは、基本的には重要ではなかったのである。役割を分けていれば相互に命令するという関係にはなりえず、夫と妻の間に支配と服従に基づく家父長制が存在したとはいえないと考えられる。

「家」とはあくまでも生活の基盤としての実体をもっており、それぞれのメンバーが自分の役割を果たすことで成り立つというものだったので、「家」を代表するとされていた当主の権力も、「家」の永続のためにのみ行使されるべきだと考えられており、当主個人のために使用することはできなかった。また、その権力自体、法により保障されていたわけではない。また、このような「家」の性質上、西洋のように夫婦関係が他の人間関係とまったく異なる特別の関係だと考えられてもいなかった。⁽²⁴⁾ それぞれの人間は基本的に生まれた「家」に帰属するものだと考えられており、女性は妻となっても完全に婚家に属することはなく、実家への帰属を失わないと考えられていた。⁽²⁵⁾ このように、役割の点だけでなく実家との関係においても、江戸時代の夫婦の関係は、西洋のように融合するものではなく、それぞれの独立性が婚姻後も失われなかったといえるだろう。女性は今日の言葉でいえば、いわば実家から派遣された派遣社

員のようなかたちで婚家に所属していたのである。

すなわち日本の江戸時代においては、夫婦はそれぞれ「家」における役割を果たすために存在し、その間に家父長制的な支配関係は存在しなかったといえよう。当主は家を代表する役割を担っていただけであり、庶民においては女性とその役職につくこともあった。男性であることによってのみ当主の役割を担うのではなかったし、当主が妻に対して権力をふるうことが正統化されていたわけでもなかったのである。

四、明治民法における夫婦関係

(1) 男性戸主による家父長制家族という構想

これまでみてきたような状況に対して、明治になったあと近代的法治国家をめざした明治政府は、人びとの婚姻関係を法により規制することを考え、明治四年頃から法律婚主義の方針が取られた。これには「国民の位置を正す」という江藤新平の考え方が影響したという。⁽²⁶⁾しかし、「相対の熟談」が現実のやり方であり、江戸時代以来の、当事者およびその「家」の合意と共同体の人びとの承認という基本的な婚姻の成立や婚姻関係にあまり変化はなかった。実際、婚姻関係はそれぞれの「家」の事項であり、国家の法により規制することへの違和感は政府内部にも強く、明治一五年の戸籍規則案の審議中には、婚姻・縁組の届け出強制は法律上意味がないという議論も行なわれている。⁽²⁷⁾

しかし、近代国家としての制度の必要性から明治民法は制定された。それにより「婚姻は之を戸籍吏に届け」でることにより効力を生ずるものとされた。(明治民法第七七五条)こうして江戸時代には共同体の承認により行なわれていた婚姻関係の正統化が、国家によって行なわれることになった。それにもなって男女関係はどのような影響をう

けたのが問題となる。国家が民法を制定するということは、西洋の近代国家にならって婚姻を国家が正統化するというだけでなく、家族関係を個人と個人の権利義務関係という形で法により規定することである。国家の法により、それまでの「家」における家族関係から、何がどのように変えられようとしたのであろうか。⁽²⁸⁾

江戸時代の「家」は、前述したように、武士においても庶民においても生活の基盤としての企業体として現に存在しており、そこに所属する人それぞれの役割と権限の体系として成立していた。しかし、民法によって個人の権利義務の体系として家族における人間関係が規定されることで、それまで役割ごとに独立していた権限に基づく関係が、個人と個人が直接関わる関係に変化した。すなわち、これまで役割にともなって「家」において相互に承認されていた権限が、国家の定める法的な権力として個人に認められた。特に、「家」を代表する役割を担っていた当主が、戸主として「家」の統率者としての権力をもつように規定されたのである。また、家産が「家」という集合体ではなく戸主に属することとされたことも、戸主の法的権力を増大させた。江戸時代の当主の権力が法的な保障をもたなかったことに対して、これは大きな変化であった。

また明治民法においては、江戸時代の「家」に関して存在した男性優先の考え方に加え、男性の系統、そして親や先祖とのつながりが重視されるという方針があらわれている。たとえば、民法では戸主は男性が優先され、戸主が先祖の祭祀を継承することが規定された。また、民法における「家族制度」と深く関わっている戸籍においても、宗門改帳ではなかった親の名が記載され、親とのつながりが重視されるようになった。さらに家族を記載する際の序列において、宗門改帳では（隠居しているために）最後に記載されていた当主の親の名が、戸主の次すなわち配偶者（通常は妻）より前にくるようになった。⁽²⁹⁾

民法において戸主という地位が私法上の権限を保障される形で規定されたことは、税制や選挙権など公法上の規定

についての考え方にも影響を与えた。すなわち、国家はこれまで町や村を媒介させる形で国民を把握していたものを、戸主を介する形で把握しようとしたからである。これは、戸主という地位の国家による裏書きをめざすものであったろう。³⁰⁾

(2) 明治民法体制における家父長制の弱点

このような明治民法体制は、男性戸主による家父長制的体制をめざしていたようにも見える。しかし、明治民法によつて作られた家父長制は、あまりにも弱点の多いものであった。

まず最初に、家父長制権力の内容が貧弱すぎた。家族の統率者としての戸主の権力の内容は、家族居住場所の指定権、婚姻の承諾権、離籍の言い渡しなど「軽微なる権利」³¹⁾であり、とても支配権と呼べるようなものではない。夫の権力も同様である。致命的なのは、民法の条文として、女性の従属を定めていない点であろう。これは、妻の従属をはつきりうたっているナポレオン法典と大きく異なる。さらにいえば、戸主への従属も規定されていない。

さらに、家父長制の権力基盤であるはずの家族関係は、容易に変動するものであった。明治民法の認めた離婚制度は、世界に類をみないほど容易に離婚を認めるものであったし、人々は相変わず簡単に離婚した。それでは、夫婦間において強固な権力関係は成立しえないであろう。

もっと問題であるのは、民法の条文自体、理論的に矛盾する原則を含んでいたことである。それは、夫の妻に対する権力関係と、戸主の家族に対する権力関係の混在である。これだけなら、常に男性が戸主になるものとすれば切り抜かれる問題であったが、明治民法は女戸主の存在を認めた。すなわち、法的に戸主は「男性」という属性に基づく地位ではなくなったのである。夫の妻に対する権力は、「男性」であることのみに根拠をもつが、戸主は単なる地位・

役職であり、男女のどちらがなってもかまわないことになる。そして戸主のもつ権力は、その地位に付属するものである。女戸主を認めるということは、女性がその権力をもち得るということである。これによって、論理的に考えると、夫と女戸主の間の権力関係に混乱が生ずるような条文がいくつも存在することになった。^③

このように、家族に関する明治民法体制は、家父長制を制定するための法という点からみても穴だらけだったのだが、いちばんの問題は、あまりにも現実を反映していなかったため、人々がその法を守らなかったという点であろう。明治になっても人々の「家」に関わる行動様式は変わらず、婚姻に際して法的な届け出は行われなかったし、離婚は相変わらず多かった。婚姻の届け出の不履行の問題は、民法制定直後から言及され、昭和に至るまで続いた。実際大正年間の統計においても、内縁婚が平均一六パーセントをしめるという。全体として、しばらく内縁により様子をみてから法律婚に移行するという形を取ったので、実際に夫婦となつてからしばらくの数年間の内縁率は、さらに高いものとなる。^④ また、民法による法律婚が規定された後も、人々は相変わらずの方法で離婚した。^⑤

すなわち、国家が支配の基礎に据えようとした民法に基づく男性戸主による家父長制的家族関係という構想は、そもそも条文自体にその構想とは不整合な内容があり、強固なものとして形成されなかったし、また簡単に解体した。そして人々は、法に関わりなく相変わらず現実の生活の基盤としてのそれぞれの「家」を維持すべく、夫婦が役割を分業し助け合う形で生活を続けた。夫婦間に家父長制は存在しなかったし、法によってつくろうと構想された家父長制は成立しなかったのである。

(3) 女性に関わる変化と婚姻の実態

女性に関わる変化をみても、明治民法体制を作るなかで国家がめざした男性による支配体制をつくるという意図は、

徹底されたとはいえない。現代の女性にも関わる問題として、次のような点をみておこう。まず、婚姻に際しての姓の変更である。明治民法制定以前には女性が生家の氏を名乗ることとされていたが、民法後は「妻は婚姻によりて夫の家に入」(第七八八条)って夫の家族となり(第七三二条)、「その家の氏を称す」(第七四六条)ることとなった。これは夫の「家」の支配に服するという意味のようにも見える。しかし、西洋の夫婦一体化という考え方にもとづき民法に導入されたという⁽³⁶⁾。ともかく、前述したように法律的な婚姻が行われなければ姓の同一化は問題とならない。

次に「家」の墓の継承と、どの墓に入るかについて。江戸期には、妻が実家の墓を引き継ぎ、自分もそこに埋葬される、すなわち夫婦が別々の墓に眠るということがかなり見受けられたが、民法により「墳墓の所有権は家督相続の特権に属す」(第九八七条)とされたので、基本的には墓は男系によって継承されるようになった。それにともない妻も夫の家の墓に入るようになっていったと思われる。

しかし、自分の親との関係に関しては、夫の「家」が優先されるわけではない。まず服忌の問題。江戸期には、特に武士において基本的に親と男性を優位におく思想が存在したので、喪に服する期間においてもそれがあらわれている。しかし、そこで重要なのは、妻からみても自分の父母が、常に夫の父母より重要視されていることであつた。⁽³⁷⁾この服忌に関して明治政府は、一八七二年に幕府の服忌令をひきついでいる。それゆえ、妻が実の父母を優位におくことは続いていく。さらに尊属に対する刑罰の問題であるが、江戸期の刑罰においても自己の尊属に対する罪に対して、刑が加重されていた。明治一五年の旧刑法ではそれが引き継がれたが、明治四〇年刑法では、自己の尊属に加えて、配偶者の尊属に対する罪も加重されるようになった。しかし、女性だけにそれが強いられただけではない。こうしてみると外観からする男系・男性主義は、実は貫徹されたとはいいたいと思われる。実際には夫婦それぞれが、自分の系統を重視していたということであろう。その中では尊属が優先されていたのである。

五、家父長制と残された問題

以上のような歴史的考察をふまえ、男女の関係について「家父長制」の定義に戻って分析をしてみよう。

本稿で行なった「家父長制」の定義は、「男性が男性という属性に基づき、父として夫として、社会的に承認された権力を持ち家族を支配すること」であった。西洋においては、キリスト教の神の教えとして夫婦間の家父長制の概念が形成された。その内容は、聖書の記述に基づき、男性と女性の肉体的な形態の違いによる一体化を前提として、男性が「男性」であるという属性（「セックス」）を根拠に、すべての権力を持ち女性を支配するというものである。⁽³⁸⁾ としてその権力は、教会によるイデオロギーと法により、社会的に承認されていた。

西洋の家族における近代化とは、このようなイデオロギーを固定化するための法の制定権を国家が独占するようになることであった。この変化に際しても、キリスト教の教義に含まれる家父長制イデオロギーは婚姻関係を支配するものとして持続したし、たとえば明治民法が最初に範をとったフランスのナポレオン法典においては、ローマ法の伝統から家父長制の内容をもつものであったため、近代化した後も婚姻関係における家父長制は解消されなかった。すなわち西洋では、近代国家になったあとも、女性が男性に従属するという関係が、イデオロギーにおいても、法においても、強固な構造として持続し続けたのである。

フランスでは一九七〇年代まで国家の法による家父長制が持続したのだが、そのような法が撤廃されても、依然としてキリスト教イデオロギーは残ることになる。こうした状況があったがゆえに、一九七〇年代のフェミニズムの思想において、性による肉体的形態の違いにかかわらず社会的な役割や機能をみようとする「ジェンダー」という概念

が主張されたのだといえよう。しかし、人々の男女関係における基本概念が、聖書の教義にある「男性」と「女性」という肉体的形態の違い（「セックス」）にもとづく一体化と支配関係にあるならば、根本のところで「ジェンダー」概念は有効とはなりえないだろう。「セックス」の違いによる関係を前提とした上で、その関係をどのように家父長制の概念から解放するかが問題なのである。

これに対して日本の江戸時代には、西洋のように男女関係を規定する強力なイデオロギーも男性の権力を保障する法も存在しなかった。家族内の男女の関係は、基本的には役職・役割という概念に基づき考えられた。その役割は基本的に男女に割り当てられてはいたが、男女の肉体に関わる性的な属性のみにもとづき果たすべきとされたものではなかった。それは「家」を運営するための実機的機能としての分業であって、その役割は相互にまったく交換不可能なものではなく、当主の役割は、女性が果たすこともあったのである。

明治になったあと、政府は西洋諸国にならって法を整備し、国家イデオロギーを整備しようとした。明治民法はその一環として制定されたのだが、その方向性は西洋とは全く逆であった。すなわち、それまで共同体に任され、国家からも宗教からも全くしぼりのなかった家族関係を、法と家父長制イデオロギーによりしぼろうとするものだったからである。しかしすでに見たように、そこでは男性の性的な属性に基づくという本来の家父長制が有効には規定されていなかった。そして、国家による法を人々は十分に受け入れなかった。法の制定と同時に国家は、新しい統治体制に適合的なイデオロギーの教説もつくろうとした。たとえば、明治憲法の「告文」は、天皇制支配の正統性を述べようとしているし、「教育勅語」は国家イデオロギーの経典となったといわれている。しかし、そうした国家イデオロギーにおいても、その中心は親子関係に擬した家父長制の主張であり、男女間における家父長制が十分主張されたとはいえない。⁽⁴⁰⁾ 確かに『女大学』という題名をもつ女子用の書物が、明治になったあとでも多く出版されている。しかし、『女

大学』という題名のもと明治の初年から多く出版された女子用の教科書には、従来の儒教的な内容をもつものと新しい西洋からの影響を受けた内容をもつものとが混在しているという。⁽⁴⁾さらに、明治になったあとも教会をもたない日本において国家イデオロギーの教説を国民に浸透させるには、教育機関を使うよりほかなかった。そうであれば、その浸透には教育制度が確立し国民が皆学校に通学するようになることが必要であろう。そのようになるまで、人々は相変わらず男女関係を「家」の運営に関わる対等な役割の観点により考えていたであろう。

その後の歴史的变化に関しては別の考察が必要だが、大まかな変化を述べると次のようになると思われる。すなわち、法においては西洋のような明確な家父長制を確立することができなかったが、おそらく大正期頃から社会的に男性に優位な体制が成立していく。ひとつの要因は企業体としての「家」の性格が変化することで、男女の役割の意味が変化していったことにあるだろう。すなわち、「家業」によって生活をたてるのではなく男性が他に働きに出るという形になると、男性が稼ぎ女性が家に残るという形になり、労働を担う男性には「家」を代表する者として、国家から、また社会的にもさまざまな権利が付与されることになる。それは、「家」のなかでは相変わらず役割分担の形態なのであるが、社会的には男性優位の体制がつくられていくことを意味した。また、国家の教育体制による天皇制を支えるための良妻賢母教育がすすめられる。⁽⁵⁾そして、西洋から男女の肉体的形態の違いによる特殊性を主張するキリスト教イデオロギーと優生学的な思想が流入し、女性を縛るイデオロギーとして機能していくことになった。⁽⁶⁾さらに、それらを補完する機能を果たす「ロマンティック・ラブ」イデオロギーも広く受容されていく。⁽⁷⁾

しかしこのようなイデオロギーの強化によっても、家族内の男女の役割と権力のあり方はあまり変わつたとは思われない。あいかわらず日本では、西洋のように人々が内面から信仰するような宗教的イデオロギーはなかったし、民法による保障も弱く、「家父長制」と呼べるほど男性が権力をもつ体制は成立しなかった。第二次大戦後に民法が改正

されるまで、何度も法と現実の乖離が問題とされ、戸主または家長の権限を強めようとする動きがでてくるのは、法に定めたはずの権限が当初構想されたような男性の権力としては実効的なものとして機能しなかった事実を物語るであろう。そして、第二次大戦後には法的に男女の対等な関係が確立された。

このように、男女間の「家父長制」という視点により分析することで、近代における西洋と日本の女性と男性の関係をめぐる問題の違いが明らかになる。西洋においては、現在でもなおキリスト教による家父長制イデオロギーは生きている、男女を一体と考えたうえで男性が権力をもつことを正統化している。それが社会全体における女性の「自由と平等」の実現を阻むものとなっていると思われるのに対して、日本の場合は、歴史的に形成された役割分業の固定化が問題となる。女性と男性がそれぞれ担当する役割を分けて完全に分権化していることが、役割の固定化を招き、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を妨げている。このようにイデオロギーと権力関係のあり方が異なるがゆえに、現代においても残る女性をめぐる問題の解決には、西洋と日本では異なる道筋が必要なのである。

注

- (1) 丸山真男「福沢に於ける「実学」の転回」『福沢諭吉の哲学』（岩波文庫、二〇〇一年）四八頁および五四頁参照。
- (2) Richard Tuck, *Hobbes: A Very Short Introduction*, (OUP, 1989) pp.23
「我思うゆえに我あり」という内的存在に関する確信が外的世界の存在を保障するか、という問題に対して、デカルトは、神が自分のつくった人間を欺くわけがないから、人間が認識するならば外的世界は存在するだろうという説明をした。」
- (3) フランク・E・マニユエル『ニュートンの宗教』（法政大学出版局、二〇〇七年）三六頁。おそらく科学革命とは、カトリック教会の教義とは別の神の秩序を発見したということだったのであろう。
- (4) 渡辺浩「教」と陰謀」『韓国・日本・西洋』（慶応義塾大学出版会、二〇〇五年）四〇三頁。「統合と道徳との基礎付け——かつて岩倉使節団が「発見」したキリスト教の2つの役割を、こうして日本では天皇がその一身において担うことになったのである。そ

の意味で、「国体」論とその教育は、形を変えたキリスト教であった。」

- (5) この定義は、キャロル・ペイトマンの家父長制に関する論考を参考に行っている。キャロル・ペイトマン「神は男性を助けるべき者を定めた」『思想』九一〇号(二〇〇〇年四月)およびCarole Pateman, 'The Fraternal Social Contract, *The Disorder of Women* (Cambridge, 1989) 参照。

- (6) Louis J. Nau, *Manual on the Marriage Laws of the Code of Canon Law*, (New York, 1934) pp.103-4; Henry Chadwick, *Augustine: A Very Short Introduction* (OUP, 1986) pp.122 参照。

- (7) カトリック新教会法典(一九八三年改正)(有斐閣、一九九二年)

第一〇五六条 婚姻の本質的特性は、単一性及び不消滅性である。これらの特性はキリスト者同士の婚姻においては、秘跡によって特別に強化される。

第一〇六一条 (1) 夫婦が人間にふさわしい方法で夫婦行為を行った場合、すなわち婚姻がその本性上目的としている、子の出生にとって適切、かつ夫婦が一体となるための行為を行った場合には、完成の認証婚と呼ばれる。

第一〇八四条 (1) 婚姻前からの、かつ永久的な交接不能は、それが男の側であれ女の側であれ、また絶対的不能であれ相対的不能であれ、婚姻の本性上、その婚姻を無効にする。

第一〇九六条 (1) 婚姻の合意が存立し得るためには、婚姻契約当事者が婚姻が一定の性的協力によって子を出生するために定められた男女間の永続的結合であることについて、少なくとも不知でないことを要する。

第一一四一条 完成の認証婚は、死亡の場合を除いて人間のいかなる権力によっても、またいかなる理由によっても解消され得ない。

- (8) Louis J. Nau, *Manual*, pp.1-5

- (9) 穂積重遠「フランス革命と離婚法」『離婚制度の研究』(クレス出版、一九八九年) 三六五頁。

- (10) ナポレオン法典

第二二三条 夫は妻を保護し、妻は夫に従わなければならない。

なお、この妻の服従義務を規定した条文は、一九三八年改正法では「夫は家族の長であり、世帯の居所の選択権を有する。妻はその夫とともに居住する義務を負う。」と変化し、さらに一九四二年改正法においては「夫婦は共同の職務ないし負担を、主・従の立場で分担する。」となるが、相変わらず家父長制は維持されていき、最終的に夫婦間の法的平等が実現したのは、一九七五年の改正によつ

てであった。稲本洋之助『フランスの家族法』(東大出版会、一九八五年)二二～三三頁。離婚に関しては、同書、三四～五六頁参照。法を厳格に履行する西洋の国家において、こうした法が一九七〇年代まで存在したことを理解することで、はじめて当時のフェミニズム運動がなぜあれほどの激しさをもっていたのかがわかるように思える。

(11) 渡辺浩「宋学と近世日本社会」『近世日本社会と宋学』(東大出版会、一九八五年)および「御威光」と象徴『東アジアの王権と思想』(東大出版会、一九九七年)参照。

(12) 内山克巳・熊谷忠泰・増田史郎亮『近世日本教育文化史』(学芸図書、一九七〇年)七五頁。

(13) 菅野則子「寺子屋と女師匠」『日本女性史論集第八卷』(吉川弘文館、一九九八)一四五頁。

(14) ロナルド・ドーア『江戸時代の教育』(岩波書店、一九七〇年)一九七頁。

(15) リチャード・ルビンジャー『日本人のリテラシー』(柏書房、二〇〇八年)一八四頁。

(16) ドーア『江戸時代の教育』二九九頁。これは全国平均であって、就学率に関しては地域的な格差が非常に大きかった。たとえば、江戸では八六%の子どもが就学していたと推定されているし、他方、京都府のある地域では男五六%女一五%という統計もある。内山克巳・熊谷忠泰・増田史郎亮『近世日本教育文化史』七九頁参照。また、男女の比率も、地域によって非常に差がある。ルビンジャー『日本人のリテラシー』二〇八頁参照。

(17) ルビンジャー『日本人のリテラシー』二二六頁、表七参照。しかし地方との差ははなはだしく、明治一七年の鹿児島県では、自分の姓名を書けない男性が約六七%、女性は一六%もいた。内山克巳・熊谷忠泰・増田史郎亮『近世日本教育文化史』七九頁参照。

(18) この節に関わる江戸時代の家族に関する詳しい論証は、中村敏子「歴史的文脈における福沢諭吉の家族論の意味」『北海学園大学法学研究』第四三巻第二号を参照。

(19) 大藤修「Ⅲ近世 三章 幕藩体制の成立と法」『新体系日本史2・法社会史』(山川出版社、二〇〇一年)三〇八～三〇九頁。

(20) 新しいメンバーを迎えるという意味で、婚姻は養子縁組の手続きと類似していたし、それを共同体に広めるためのお披露目の規模は、現代人の目から見るとかなりの規模であった。

(21) 高木侃『三くだり半』(平凡社、一九九九年)参照。

(22) しかし、主君の許可をもらうという手続きが、単なるルーティンとなっていたのではないかという疑いもある。なぜなら、奥州守山藩の陣屋日記には、八月一日に婚儀が整い、八月一五日に引越し、祝儀後の里帰りもおわったあとの一〇月二二日に「縁組願い江戸役所より御聞済み」となるといふ記述がある。すなわち、主君の許可がおりる以前に婚儀が行なわれ、結婚生活をはじめている

- 例が見られるからである。成松佐恵子編著『陣家日記を読む』（雄山閣、二〇〇六年）二一―二一九頁。
- (23) たとえば林玲子『町家女性の存在形態』『日本女性史第三巻、近世』（東大出版会、一九八二年）参照。また武家の女性に関しては、山川菊栄『武家の女性』（岩波文庫、一九八三年）、川合小梅『小梅日記』（平凡社、一九七四年）などを参照。
- (24) 法的には、妻は夫の「親類」のひとりとされていた。夫婦を互いに一对のものと考える「配偶者」という語は、明治民法における造語だといわれる。新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』（日本学術振興会、一九五九年）四五頁。
- (25) 第四章の（3）で詳しく論ずるが、江戸時代には女性が名乗る氏の問題、墓の継承、服忌令の規定、犯罪における刑罰の点などに関して、女性も男性と同様に実家及び自分の親をまず第一に考えるという考え方が貫かれていた。
- (26) 石井良助『日本婚姻法史』（創文社、一九七七年）二二四頁。
- (27) 福島正夫・利谷信義『明治前期における戸籍制度の発展』『日本家族史論集第三巻』（吉川弘文館、二〇〇二年）二九五頁。同様に、西洋的な法典編纂それ自体に対する拒否感が民法典論争の背景にあるという指摘もある。熊谷開作『民法典論争とその意義』『家族問題と家族法 1、家族』（酒井書店、一九五九年）三三三頁。当時の「家」のあり方から考えれば、ありうることであろう。
- (28) 以下のような明治国家の構想がどのような内容だったかについて分析した著作として、川島武宜『イデオロギーとしての「家族制度」』（川島武宜著作集、第十巻）（岩波書店、一九八三年）がある。
- (29) 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』九、八五、九四、二四〇頁参照。
- (30) しかし、このような戸主を国家支配のもとに据えようとする試みは、結局は失敗する。福島正夫『公法諸制度と家族制度』『家族問題と家族法』（酒井書店、一九五七年）参照。
- (31) 中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』（岩波文庫、一九八四年）一九七頁。
- (32) 谷口知平は、明治民法について、フランス及びドイツの民法と比べて夫婦間の身分上の関係に関する規定は最小限であり、徳義上の問題としたと述べている。谷口知平『日本親族法』（弘文堂、一九三五年）二六二頁。
- (33) たとえば明治民法第八〇七条には「夫婦のいづれに属するか分明ならざる財産は夫又は女戸主の財産と推定す」とあるが、これなどは妻が女戸主の場合、まったく意味をなさない。こうした混乱は、おそらく夫婦の家父長制を規定するナポレオン法典と、日本の「家」における関係を折衷したために起こったものと思われる。同じような混乱は、扶養に関する規定にも見られる。第七九〇条では「夫婦は互いに扶養を為す義務を負う」と規定されているにもかかわらず、第九五七条に定められた扶養義務者の扶養を為すべき順番では、配偶者は直系尊属・直系卑属のあとに位置付けられているのである。

たいへん興味深いのは、第八〇七条と同様の問題を生じさせる可能性のある第八〇一条「夫は妻の財産を管理す」という条文の解釈について、法典調査会のメンバーだった梅謙次郎は、「名義上家の戸主が女であり得ても、事実上一家の大將は夫である、即ち妻は夫に従うべきものと考えられる」という理由で、妻が女戸主であり、夫が入夫でも、入夫が妻の財産を管理すべきものと解釈していることである。こうした説明は法解釈の範疇をこえているし、戸主の権力の意味をないがしろにするものであろう。民法制定に関わる法律家が、女戸主という法の規定を無視し、事実にも基づかない自己の思い込みで法解釈をしていることは驚きである。谷口知平『日本親族法』二八二頁。

(34) 戸田貞三『家族と婚姻』（クレス出版、一九八九年）特に六六―六八頁。なお、一九三五年に谷口知平も、「法律上届出がなくば夫婦でない私通だといふことにすれば儀式をしてすぐ届出でることになるだらうといふ希望は、三十有余年後の今日に於て達せられず慣習の威力の大なることを示すと共に幾多の不都合を生ぜしめている」と述べている。『日本親族法』二二三頁。

(35) 高木侃『三くだり半』には大正年間の離縁状の例が紹介されている。同書「一七 明治時代の離縁状」参照。

(36) 谷口知平『日本親族法』二六五頁。中川善之助も同様の説を取る。『婚姻法概説』『家族制度全集法律篇Ⅰ 婚姻』（河出書房、一九三七）三一頁参照。しかしフランスでは、基本的に出生したときに取得した氏が変わらないという。水野紀子「家族」『フランス民法典の200年』（有斐閣、二〇〇六年）一六四頁。

また、一見祖先祭祀と関係があるように見える神前結婚という形式も、明治三二年の皇太子の結婚を契機として、キリスト教の結婚式を模して考案されたものであるという。永原和子「民俗の転換と女性の役割」『日本家族史論集一一』（吉川弘文館、二〇〇三）三〇八頁参照。

(37) 林由紀子「法的側面から見た江戸時代の嫁と舅姑」『縁組と女性（シリーズ比較家族第Ⅰ期3）』早稲田大学出版部、二〇〇三年）参照。

(38) このような教会のイデオロギーが現代でも大きな影響力をもっていることは、ホモ・セクシュアルの結婚をめぐる問題をみてもよくわかるであろう。同性同士の結婚は、神の教えに反するがゆえに認められないのである。

(39) このような「家父長制」概念の詳しい説明は、注5にあげたキャロル・ペイトマンによる二つの論文参照。

(40) 教育勅語には「夫婦相和し」と述べられている。

(41) 「解説・解題」『日本教科書体系 往来編、第一五巻女子用』（講談社、一九七八年）二八頁。石川松太郎編『女大学集（東洋文庫302）』（平凡社、一九七七年）「解説」にある「女大学」本の系譜をみても、そのようにみえる。その中で興味深いのは、明治七年刊

- の「女訓」が本文で「貞節を守りつつしみて夫に事えなば」と書いたうえで、註解として「貞節」とは、女の第一まもるべきことにして一度男にまみえては必ず二度は男にまみえず、苦業をともにして家を支えるをいうなり」と、わざわざ解説していることである。(同書、九五頁) つまり「貞節」がそれほど読者になじみのない概念だったということであろう。ただし、明治の後半には、中等以上の家庭やその子女が通う学校において、「女大学」をはじめとして国家の意向にそった教科書が使われたという。(同書、三二三頁) 教育がイデオロギーの伝達機関であれば、高等教育を受けた層ほど国家によるイデオロギーに染まるということになるだろう。
- (42) 内山克巳・熊谷忠泰・増田史郎亮『近世日本教育文化史』二二二、二三七頁。
- (43) キリスト教と精神医学の成果としての優生学的思想による男女の肉体に関するイデオロギーは、日本にも大正期頃から流入したようである。それにより、日本の女性も自分の肉体に対するタブーを呼び覚まされ、それに縛られるようになっていく。川村邦光『オトメの身体』(紀伊國屋、一九九四年) 参照。
- (44) 菅野聡美『消費される恋愛論』(青弓社、二〇〇一年) 参照。